

「自ら評価」に関して御提出いただいた御意見及び御質問

- 今村専門委員から（資料 3 - 4、P 1、④リスク管理措置等・⑤参考情報（主なもの） 関連）

【意見内容】

アクリルアミドへの対応とアセトアミドへの対応が違ってくると思いますが、その対応の必要性の差を明確にしていきたい。

【意見の理由】

アクリルアミドとアセトアミドはよく似た性質を持っており、「発ガン性のグループ」も「調理過程でできる」という点も似ている。

アセトアミドはアクリルアミドのような対応が必要とならない理由をもう少し明確に説明してもらいたい。

- 畝山専門委員から（資料 3 - 4、P 2 関連）

【意見内容】

ここ数年毎回マイクロプラスチックが出ているので、現状を紹介したファクトシート（データがないという情報をファクトシートとよぶのかどうかわかりませんが）を作るのがいいかもしれません

- 今村専門委員から（資料 3 - 4、P 6、⑤参考情報（主なもの） 関連）

【意見内容】

CBD は医薬品成分という色彩が濃いので、「食品」と「医薬品」の差が重要になると考えるが、特に食品安全委員会が扱うこの 2 つの区分の差の基準を明確にしていきたい。

【意見の理由】

CBD などは普通に食品にも入っている物質と考えるが、その成分が医薬品として整理された時、一般食品に入っている CBD 等の含有量については食品安全委員会として評価の対象となるかどうかの基準をもう少し詳しく説明していきたい。